

京都市児童養護施設及び里親措置児童私立高等学校入学金等給付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 67 号

京都市児童養護施設及び里親措置児童私立高等学校入学金等給付規則の一部を改正する規則

京都市児童養護施設及び里親措置児童私立高等学校入学金等給付規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則

第1条中「児童養護施設に入所、又は里親に委託の措置をされた者」を「児童養護施設措置児童等」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 児童養護施設措置児童等 次に掲げる者をいう。

ア 児童福祉法（以下「法」という。）第41条に規定する児童養護施設（以下「児童養護施設」という。）に入所の措置をされている者

イ 法第6条の3第1項に規定する里親又は法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）に委託の措置をされている者

ウ 自立援助ホーム（法第33条の6第1項に規定する住居をいう。）に入居している者

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条第1項各号列記以外の部分中「児童養護施設又は里親に市長が現に措置している者」を「児童養護施設措置児童等」に改め、「の各号」を削り、「審査の」を「その要件を審査した」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「者」の右に「(市長が自ら法第6条の2第1項に規定する児童自立生活援助事業(以下「自立生活援助事業」という。)を行っている者を除く。)」を加え、「京都市児童養護施設及び里親措置児童私立高等学校入学金等給付申請書」を「京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付申請書」に改め、「の各号」を削り、「の長」の右に「若しくは自立生活援助事業を行う者」を加え、「施設長」を「施設長等」

に、「里親を」を「里親等を」に改め、同条第2項中「施設長」を「第1項の施設長等」に、「里親」を「里親等」に、「前項に規定する」を「同項の」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入学金等の給付を受けようとする者（市長が自ら自立生活援助事業を行っている者に限る。）は、前項の書類を市長に提出しなければならない。

第6条中「前条により当該書類を受理した」を「前条第1項の規定による申請があった」に、「施設長」を「施設長等」に、「里親」を「里親等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、入学金等を給付することを決定したときはその旨及び給付額を、入学金等を給付しないことを決定したときはその旨を申請者に通知する。

第7条中「入学金等」を「第5条第1項の申請に係る入学金等」に、「施設長」を「施設長等」に、「里親」を「里親等」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に、「命ずる」を「命じる」に改め、同条第1号中「又は」の右に「私立高等学校の校長により入学を」を加え、同条第2号中「よって」を「より」に改める。

第1号様式注以外の部分中「京都市児童養護施設及び里親措置児童私立高等学校入学金等給付申請書」を「京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付申請書」に、「あて先」を「宛先」に改め、「(記名押印又は署名)」及び「㊟」を削り、「京都市児童養

護施設及び里親措置児童私立高等学校入学金等給付規則第5条」を 京都市児童養護施設

措置児童等私立高等学校入学金等給付規則第5条 第1項 に、「児童養護施設の」を「児
第2項

童養護施設若しくは自立援助ホームの」に、「里親の」を「里親等の」に改め、同様式注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 「自立援助ホーム」とは、児童福祉法（以下「法」といいます。）第33条の6第1項に規定する住居をいいます。

3 「里親等」とは、法第6条の3第1項に規定する里親又は法第6条の2第8項に規

定する小規模住居型児童養育事業を行う者をいいます。

第2号様式中「児童養護施設の長」を「施設長等」に、「里親」を「里親等」に改め、同様に注として次のように加える。

注1 「施設長等」とは、児童養護施設の長又は児童福祉法（以下「法」といいます。）第6条の2第1項に規定する児童自立生活援助事業を行う者をいいます。

2 「里親等」とは、法第6条の3第1項に規定する里親又は法第6条の2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者をいいます。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市児童養護施設措置児童等私立高等学校入学金等給付規則の規定は、平成23年4月1日以後に私立高等学校に入学することが決定した者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。

（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）